

10月18日は統計の日

「統計の日」は、統計に対する国民の関心と理解を深め、国や自治体などが実施する統計調査へのより一層の協力が得られることを目的に、10月18日と定められました。

各種の統計結果は、国の政策に反映されるだけでなく、インターネット上の政府統計総合窓口e-Statで公開されており、皆さんの身近な疑問の解決や、授業の教材などさまざまな学習にもご活用いただけます。

問合せ／まちづくり推進担当（内線2212）

税務課から

軽自動車税種別割の納め忘れはありませんか

令和3年度の軽自動車税種別割については、6月末で納期が終了しています。いま一度納め忘れがないかご確認いただき「納付したか分からない」「納付書を紛失してしまった」「すぐに納付ができない」などの各種相談は下記担当までご連絡ください。

また、令和3年度の町道民税と固定資産税については、11月1日(月)の第3期納期限をもって本年度の納期が終了しますので、納期内納税にご協力をお願いします。

本年度の
債権調査と差押件数

■債権の調査 375件

■債権の差押 25件

(令和3年8月末現在)

今月の夜間納税相談窓口開設日

今月は10月25日(月)に開設します。

■時間 午後6時から午後8時

■場所 役場税務課窓口（役場庁舎1階）

※詳しくは町ホームページをご覧ください。



町ホームページ検索キーワード

夜間納税相談窓口



問合せ／収納対策担当（内線1115・1116）

防災交通課から

見守りわんわんパトロール隊の隊員犬を募集しています

【別海町防犯協会から】

別海町防犯協会では、見守りわんわんパトロール隊の隊員犬を募集しています。

見守りわんわんパトロール隊とは、地域の防犯力の向上のために、愛犬の散歩と併せて地域の見守りを行う活動です。

活動時間、散歩コースは自由なので、どなたでも気軽に参加できます。

わんわんパトロールは、強制されたり、義務付けられたりするものではありません。普段通りの愛犬との散歩が「防犯と見守り」につながります。

■登録条件

- ①隊員犬に登録する愛犬は、別海町に「飼い犬の登録」をされていること。
- ②登録する方は、別海町民であること。

■わんわんパトロールの実施条件

- ①わんわんパトロールを自己責任で実施すること。
- ②わんわんパトロールを行う際、貸与されたリードと反射材を装着すること。
- ③隊員犬のふん尿の処理など、散歩のマナーを守ること。

■登録の方法

登録される方は、登録条件や実施条件をご確認の上、別海町防犯協会事務局（防災交通課）まで連絡ください。登録後、リードと反射材を交付します。

※定員は30組です。複数の愛犬を登録できます。



問合せ／防災・交通担当（内線2116・2117）

通院等乗合ハイヤー

迎の支援を受けられない方を対象に、通院等乗合ハイヤーを運行しています。

詳しくは、下記担当までお問い合わせください。

■対象者

町内在住の65歳以上の高齢者の方または障害者手帳等の交付を受けている方で、次の条件を全て満たす方が対象となります。

- ・路線バスが運行していない市街地や運行路線から500m以上離れている所にお住まいの方
- ・福祉有償運送、外出支援サービスを利用できない方
- ・移動支援事業、居宅介護通院等介助、同行援護等を利用できない方
- ・乗降や乗車中に支援が必要ない方

■申請書配布場所・提出先

役場福祉課、介護支援課、車両センター、各支所、各連絡事務所
申請書は町ホームページでもダウンロードできます。



町ホームページ検索キーワード

通院等乗合ハイヤー



問合せ／車両管理担当 TEL 79-5202

防災対策

防災用品の備えは 避難行動や避難生活に心の余裕をもたらします

災害が起きると、避難所での生活や、ライフラインが止まった不自由な生活を余儀なくされることがあります。

そのような場合に備えて、避難時に持ち出す「非常持出品」、災害後の自宅や避難所での生活を支える「非常備蓄品」、外出先での被災に備えた「常時携行品」と「車載常備品」などの準備をしておきましょう。

- ・備蓄品は定期的に点検しましょう。特に、食品や飲料水の賞味期限、薬の有効期限、電池の使用推奨期限などをチェックし、期限が切れないように入れ替えをしておきましょう。
- ・冬季の寒さを想定した準備をしましょう。
- ・水道、電気、ガスなどのライフラインが止まった状態を想定して準備しましょう。
- ・地震による家屋の倒壊や、津波の襲来などの危険が迫っている場合は、警報や注意報が解除されるまでは、非常持出品であっても無理に持ち出さず、避難行動を優先させましょう。

各対策品の例

■非常持出品(避難時に持ち出すもの)

- ・懐中電灯 ・ラジオ ・電池 ・カイロ ・救急道具 ・貴重品(免許証、保険証、通帳と印鑑など)
- ・ろうそく、ライター ・ビニール袋 ・マスク(無い場合は鼻や口を覆うハンカチ等) ・体温計
- ・アルコール消毒液(無い場合はウェットティッシュ等) ・10円玉(公衆電話は災害時に優先的につながるので多めに)
- ・衣類 ・生理用品 ・紙おむつ ・モバイルバッテリー ・常備薬 ・お薬手帳 ・哺乳瓶 など

■非常備蓄品(災害後の自宅や避難所での生活を支えるためのもの)

- ・食料品(米、パン、レトルト食品、缶詰、ビスケット、粉ミルクなど) ・飲料水 ・毛布 ・ポータブルストーブ
- ・ガスこんろ ・マスク ・ティッシュ ・予備ガスボンベ ・洗面用具 ・トイレットペーパー
- ・ガムテープ ・灯油 など

■常時携行品(外出先での被災に備えて持ち歩くもの)

- ・懐中電灯 ・ラジオ ・ハザードマップ ・ホイッスル(閉じ込められた時などに場所を知らせます) など

■車載常備品(運転中の被災に備えて車に積んでおくもの)

- ・防寒着、毛布 ・雨具、長靴 ・スコップ ・手袋 ・ブースターケーブル ・けん引ロープ
- ・スノーブラシ ・簡易トイレ など

災害はいつ起こるか分かりません。
以上のことに気を付け、備えておきましょう。

問合せ／防災・交通担当(内線2116・2117)

